

デイサービスセンター香照苑「重要事項説明書」

あなた（又は、あなたの家族）が利用しようと考えている通所介護または通所介護総合事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 事業所の概要

◎ 事業者（経営法人）について

法人名	社会福祉法人 徳宗福祉会
法人所在地	兵庫県姫路市香寺町須加院338番地506
電話及びFAX	電話 079-264-5567 FAX 079-264-5690
代表者氏名	理事長 田仲 勝（たなか まさる）
設立年月日	平成 6年 5月 1日

◎ 指定通所介護、指定通所介護総合事業（デイサービスセンター香照苑）の概要

介護保険事業所番号	姫路市指定 2873400416
指定年月日	平成12年 4月 1日
事業所の名称	デイサービスセンター 香照苑
事業所所在地	兵庫県姫路市香寺町須加院338番地506
電話及びFAX	電話 079-264-5567 FAX 079-264-5690
管理者氏名	丸山 茂毅（まるやま しげき）
開設年月日	平成 6年 7月 1日
利用定員	35名
事業所規模	通常規模型通所介護事業所 令和2年4月1日以降
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
建物の延べ床面積	3,522.43㎡

事業の目的	利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。
-------	---

当事業所の運営方針	利用者が要支援または要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日
-----------	---

	<p>常生活上の世話及び機能訓練を行う。</p> <p>地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
--	--

情報開示	現在及び過去の年度別財務諸表、事業計画書及び事業結果報告書は、閲覧を希望する全ての来苑者に閲覧していただきます。
------	--

当事業所と併設する施設及び事業所等	サービス種類	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム 香照苑	指定介護老人福祉施設	2873400200
ショートステイ 香照苑	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護	2873400457
居宅介護支援事業所 香照苑	指定居宅介護支援事業	2873400093
姫路市香寺地域包括支援センター	地域包括支援事業	2804000210
ケアハウス 香照苑	ケアハウス	

2 事業所営業時間等及び事業実施地域

営業日	月曜日～土曜日、祝日も営業しております。
営業時間	午前8時00分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時45分 (上記時間帯で7時間以上のサービスを提供します。) 尚、ご希望によりこの時間内での短時間利用もできます。
休業日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)
実施地域	姫路市(安富町、家島町を除く)、福崎町、市川町、加西市

3 事業所の職員体制

職種	職務内容	配置人員数
管理者	通所介護業務の統括・調整	1名(他の事業所と兼務)
生活相談員	生活指導及び相談業務	1名以上
介護職員	通所介護業務	5名以上
看護職員	健康管理業務、機能訓練指導業務	1名以上
機能訓練指導員	機能回復訓練の指導(専従看護職員)	1名以上
管理栄養士	提供する食事の献立作成、栄養指導	1名以上(他の事業者と兼務)

4 当事業所が提供する介護保険給付対象となるサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
入浴サービス	入浴の見守り・介助
給食サービス	施設内調理による食事の提供。見守り、介助等 食事時間＝12：00～
生活指導（相談援助等）	介護等についての相談、助言等
排泄介助サービス	排泄時の見守り、介助等
機能訓練	看護師による日常生活機能回復・減退防止訓練
健康管理	看護師等による健康チェック
送迎サービス	ご自宅等への送迎車等による送迎
アクティビティサービス	レクリエーションやグループワーク等の活動を通じて、仲間作り、心身機能の維持・向上を図ります。

5 事業所が提供するサービスと料金

- ・ 当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
- ・ 当施設が提供するサービスには、
 - ① 利用料金が介護保険から給付されるサービス
 - ② 利用料金が全額をご契約者に負担いただくサービスがあります。
 - (1) 介護保険の給付対象となるサービス（別紙参照）
 - (2) 介護保険サービスの給付対象とならないサービス（別紙参照）

6 サービス提供における事業者の義務

当事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにかかりつけ医（主治医）への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

又、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7 ご利用者負担金のお支払い方法

原則として、事業者は、当月のご利用者負担金の請求書に明細書を付して、翌月15日までにご利用者に請求し、利用者は、翌月末までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

- 現金払い
- 自動口座引き落とし（下記の金融機関が利用できます）
 - 但陽信用金庫
 - ゆうちょ銀行
 - JA 兵庫西農協
- 指定口座への振込み

		但陽信用金庫	香呂支店
普通預金	口座名義	デイサービスセンター香照苑	
	口座番号	5042592	

8 領収書の発行

事業者は、ご利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

9 利用の中止、変更、追加

○ 利用の中止とキャンセル料

ご契約者の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料は発生いたしません。

○ 利用の変更、追加

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望日にサービスが提供できない場合があります。この場合、他の利用日をご契約者に提示して協議します。

10 サービス利用にあたっての留意事項

飲 酒	施設より提供した場合を除き、個人のお持込による飲酒はご遠慮ください。
-----	------------------------------------

迷惑行為等	他のご利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。
貴重品の管理	不要な貴重品のお持込はご遠慮願います。 紛失された場合、責任は負いかねますのでご了承ください。

1 1 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊迫した事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画の対策をたて、年2回ご利用者及び従業員の訓練を行います。

1 2 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、かかりつけ医（主治医）、救急隊、ご家族、介護支援事業者（ケアマネジャー）等へ連絡をします。

かかりつけ医 （主治医）	氏 名	
	電 話	
	住 所	

ご家族	氏 名	
	電 話	
	住 所	

ケアマネジャー	氏 名	
	電 話	
	住 所	

1 3 相談窓口、苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談・苦情窓口	受付窓口担当者	中園 清芽（生活相談員）
	ご利用時間	毎月曜日～土曜日 午前9時 ～ 午後5時
	ご利用方法	電話 079（264）5567 面接 上記時間帯においでください。

★ 次の公的機関において苦情申し出ができます。

姫路市介護保険課計画庶務担当	所在地 姫路市安田四丁目1番地 電話 079(221)2923
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目 9-1 電話 078(332)5617

1.4 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

損害賠償責任保険

保険会社	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
保険種類	① 施設サービス事業者賠償補償制度 ② 通所施設 事故見舞金制度(1)

1.5 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ① 虐待に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	中園 清芽
-------------	-------

- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
④ サービス提供中に当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.6 ハラスメント対策について

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
② 利用者が事業所の職員に対して行う、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
③ ハラスメント等により契約を解除する場合があります。

1 7 衛生管理等

事業所において食中毒・感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における食中毒・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における食中毒・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、食中毒・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を取ります。

1 8 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 9 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者が要支援または要介護認定の有効期間満了日までとなっておりますが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、継続してサービスを利用することができますが、次のような事項に至った場合には、当事業所との契約は終了します。

1	ご契約者が死亡した場合
2	要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
3	事業者が解散や破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
4	施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
5	当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
6	ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（以下に詳細）
7	事業者から契約解除を申し出た場合（以下に詳細）

○ ご契約者から解約、契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。この場合には、契約解除を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

1	介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
2	ご契約者が入院された場合
3	ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
4	事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
5	事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
6	事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財産、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
7	他のご利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を怠った場合

○事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

1	ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2	ご契約者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
3	ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

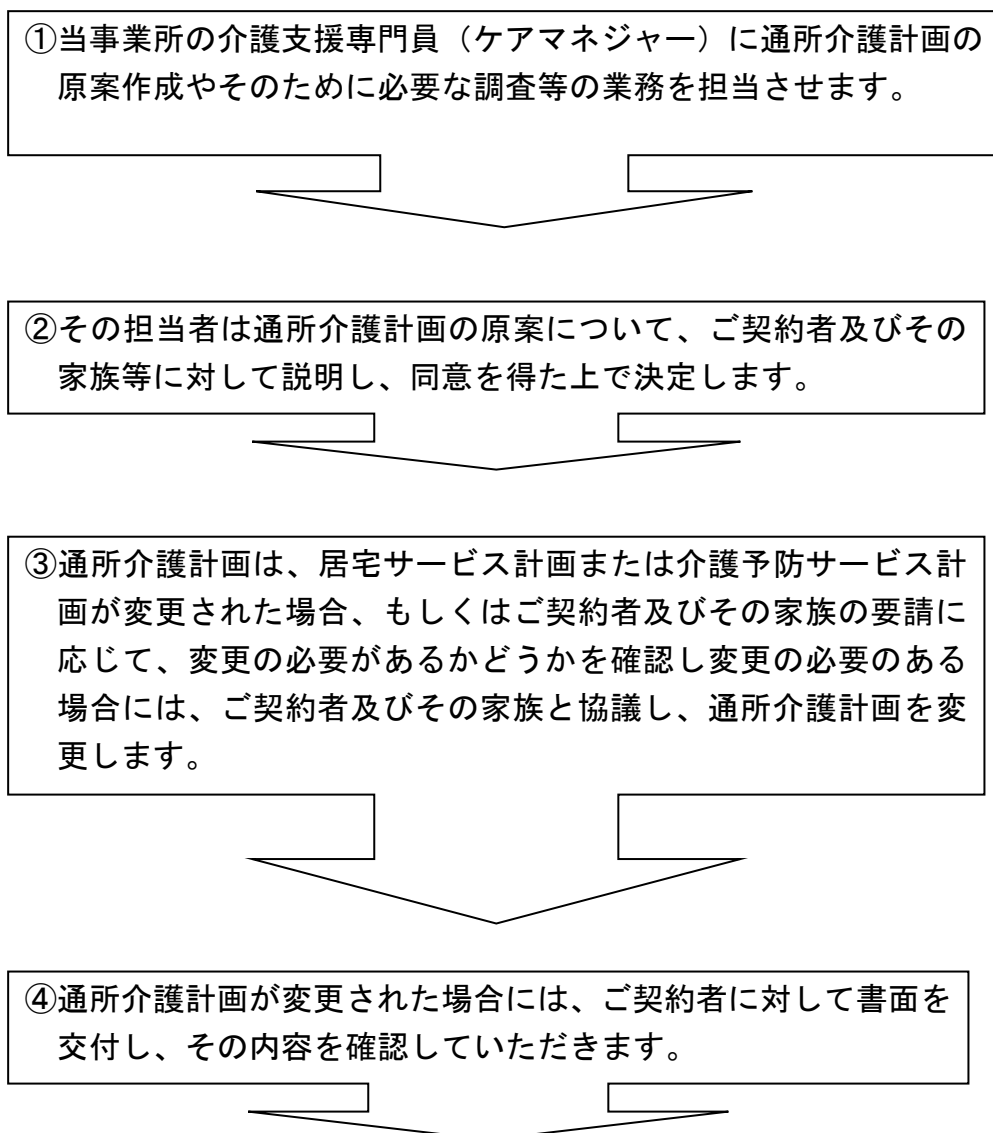
○契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

20 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは以下のとおりです。



令和 年 月 日

指定通所介護または指定通所介護総合事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 徳宗福祉会
デイサービスセンター 香照苑
説明者職名及び氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護または指定通所介護総合事業の提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護又は指定通所介護総合事業の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____

立会人

住所 _____

氏名 _____